平成２３年（フ）第６０１号
北九州市八幡西区八千代町13番22号
債務者　石井　孝子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６０５号
北九州市小倉南区徳力団地11番508号
債務者　遠山久美子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７１８号
神戸市長田区宮丘町２丁目４番18号　泉アパート１Ｆ南、従前の住所神戸市西区北別府４丁目15番地の４
債務者　濱本　康信
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８５２号
神戸市中央区熊内町５丁目12番20―101号、従前の住所神戸市中央区花隈町３番10―601号
債務者　黒田　　縁
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２号
兵庫県丹波市市島町下竹田1133番地１
債務者　吉田さつき
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
兵庫県丹波市市島町下竹田1133番地１
債務者　吉田　和已
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１５７７号
愛知県瀬戸市京町２丁目43番地
債務者　Ｎｏｂｌｅこと　三井　貴子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０６号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多馬籠1064番地
債務者　上籠タツエ（旧姓山野）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿屋市白崎町19番１―10号
債務者　鳥丸浩一郎
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
鹿児島県鹿屋市古里町456番地　コーポ堀之内307号、前住所鹿児島県鹿屋市古江町609番地21
債務者　中村　一洋
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
青森県八戸市大字湊町字穴畑３番地３
債務者　吉田　康人
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
佐賀県佐賀市巨勢町大字修理田639番地２
債務者　原田　悦子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
佐賀県神埼市神埼町本告牟田2881番地１
債務者　溝口　　博
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
佐賀市北川副町大字光法1070番地２
債務者　益田　隆志
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田2612番地２
債務者　古賀　紀子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉820番地63
債務者　古賀　祐信
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
佐賀県多久市北多久町大字小侍1860番地
債務者　山下　裕樹
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
青森県弘前市大字城東中央４丁目11番地18
奈良岡住宅２号
債務者　佐藤　清美
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
青森地方裁判所弘前支部